



令和6年1月10日

「防災とボランティア週間」の実施について

～ 1月17日は「防災とボランティアの日」～

～ 1月15日は「Tokyo消防団の日」～

「防災とボランティア週間」は、阪神・淡路大震災を契機に創設され、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的としています。

令和5年5月には「東京都地域防災計画（震災編）」が修正され、令和12年度までに首都直下型地震等による人的・物的被害を概ね半減させるため、初期消火対策や家具類の転倒・落下・移動防止対策等をはじめとする被害軽減対策の具体的な数値目標が示されました。

令和6年1月1日には石川県能登地方で最大震度7を観測した地震により、各地で甚大な被害が発生しました。東京都においても、令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、マグニチュード7クラスの首都直下地震の発生確率は今後30年間で70%とされています。

これらのことを踏まえ、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を定着させ、地域住民を主体とした自助・共助の精神に基づく地域防災力の向上を目的とし、本週間をとらえて、地域の実情に応じた各種施策を効果的に推進します。

また、地域防災力の中核である消防団の組織力や活動体制の充実を図るため「Tokyo消防団の日」を中心に都内の全消防団が消防団員募集活動を実施します。

1 実施期間

(1) 防災とボランティア週間

令和6年1月15日（月）から同年1月21日（日）まで

(2) 防災とボランティアの日

令和6年1月17日（水）

(3) Tokyo消防団の日

令和6年1月15日（月）

2 推進項目

(1) 地域の実情に応じた防災訓練等各種施策の効果的な推進

(2) 災害時支援ボランティアの指導育成の推進

(3) 災害時支援ボランティアの募集広報の推進



3 関連行事

第20回地域の防火防災功労賞表彰式
別紙のとおり

4 東京消防庁災害時支援ボランティアについて

東京消防庁災害時支援ボランティア(以下「災害時支援ボランティア」という。)は、震災時等に、あらかじめ登録している消防署等に参集し、消防署の支援を行う専門のボランティアです。また、平常時は地域の防火防災訓練等に参加し、都民指導を実施するなど、地域防災力の向上に寄与しています。

登録要件は、原則として、東京消防庁管轄区域内に居住、勤務又は通学している15歳以上(中学生を除く。)の方で、応急救護に関する知識等を保有している方が登録の要件となっており、令和5年12月末現在では、約3,400名の登録者がいます。

東京消防庁では災害時支援ボランティアを募集しています。

東京消防庁災害時支援ボランティア募集ページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/sien/index.html>



5 消防団員の募集

特別区消防団では定員16,000名を確保するため、これまで声掛けを中心とした募集活動等を行い、消防団員の確保を図ってきました。現在では、基本団員をはじめ、平時の活動において任務を限定した機能別団員や大規模災害時のみに活動する大規模災害団員など個人のライフスタイルに合わせた様々な消防団員が活動しています。

また、消防団員を確保するための制度として、学生を対象とした就職に活用できる「地域貢献の証」特別区学生消防団活動認証制度や事業所の地域貢献を広報する「地域貢献の証」消防団協力事業所表示制度を創設し、多くの消防団員を募集しています。

各消防署での募集活動行事は東京消防庁マップをご覧ください。

<https://firemap.tokyo.dsvc.jp/>

6 特別区消防団入団サポートダイヤル

特別区消防団では、平成30年4月2日より、特別区消防団入団サポートダイヤルを開設しました。消防団に興味を持った方が消防団について問合せができるよう平日の午前9時00分から午後5時00分まで受付をしています。

また、問合せ先は、消防団員募集ポスターや消防団員募集リーフレットでご紹介しています。

7 高齢者や障害者の住宅における被害軽減を目的とした啓発動画の作成

「東京都地域防災計画（震災編）」では、首都直下地震の被害想定として死者の約6割は高齢者や障害者などの要配慮者とされています。要配慮者の被害低減のため、高齢者や障害者の家族や支援者、介護支援専門員（ケアマネジャー）など高齢者や障害者に日常的に接する方々や、高齢者や障害者自身が視聴し、住宅での危険箇所の改善につなげることを目的に、住宅での火災、地震、日常生活事故の危険性とその対策を紹介する動画を制作しました。

東京消防庁では、消防職員が高齢者や障害者の住宅を訪問し、火災、地震などの災害や日常生活事故による被害の発生危険に対するアドバイスを行う「住まいの防火防災診断」を実施していますが、近年、新型コロナウイルスの影響、特殊詐欺の増加等による防犯意識の高まりにより、対象者から診断を断られるケースが増えています。

本動画を高齢者や障害者の家族や支援者、介護支援専門員（ケアマネジャー）にご活用いただき、消防職員が関係者の皆様と連携を図ることで、「住まいの防火防災診断」につなげ、高齢者や障害者の被害の軽減に寄与していきます。

東京消防庁公式Y o u T u b eで動画を公開しています。

「高齢者や障害者の住宅での火災、地震、日常生活事故の危険性とその対策」

詳細版 https://youtu.be/h_jRH8teUMw



簡易版 <https://youtu.be/7WEtoxlewyo>



問合せ先

| | |
|------------|--------------|
| 東京消防庁（代表） | 03-3212-2111 |
| 防災安全課防災安全係 | 内線 3922・4208 |
| 防災福祉係 | 内線 4242・4245 |
| 広報課報道係 | 内線 2345～2350 |

第20回地域の防火防災功労賞表彰式について

概 要

「地域の防火防災功労賞」は、阪神・淡路大震災から10年目の節目にあたる平成16年6月に、地域防災力の向上を図ることを目的として創設されました。町会・自治会、事業所等の防火防災に関する取組について募集し、表彰することで広く都民に紹介するものです。

今年も地震、風水害等の自然災害に関する町会・自治会等が主体となった地域の取組や、地域が実施する住宅防火に関する取組など、70事例の応募があり、令和5年9月19日（水）に開催された第20回地域の防火防災功労賞選考委員会において各賞が決定いたしました。

1 実施日時（表彰式・写真撮影）

令和6年1月17日（水）13時30分から15時00分まで
（表彰式：13時30分から14時00分）

2 実施場所

東京消防庁スクワール麴町3階（東京都千代田区麴町六丁目6番地）

3 受賞団体

(1) 最優秀賞受賞団体（3団体）

世田谷区建設団体防災協議会（世田谷）、加賀五四自治会（板橋）、ルネ門前仲町管理組合災害協力隊（深川）

(2) 優秀賞受賞団体（4団体）

嶺町地区学校防災活動拠点本部・都立田園調布高等学校（田園調布）、祖師谷第6自治会（成城）、大妻中野中学校・高等学校（中野）、東京都立花畑学園（足立）

4 列席者

消防総監、防災部長、参事兼防災安全課長、関係各署長等

5 取組事例について

最優秀賞（消防総監賞）3団体の取組内容は別添え1のとおりです。

6 その他

- (1) 取材を希望される社は、令和6年1月15日(月)17時00分までに広報課報道係までご連絡ください。

- (2) 当日は、建物1階出入口付近にて12時45分から受付を行います。(別添え2参照) 受付終了後、順次会場の撮影位置にご案内いたします。
- (3) 取材予定全社を会場へご案内後、レクチャーを実施します。
- (4) 取材の際は、自社腕章を着用してください。
- (5) 駐車場の準備はありません。近隣のコインパーキング等をご利用ください。

最優秀賞（消防総監賞）事例概要

| 所属 | 団体名 | 事例名 | 活動概要 | |
|-----|-----------------|--|---|---|
| 世田谷 | 世田谷区建設団体防災協議会 | 地元の建設産業が地域防災の力になります | <p>世田谷区内の建設関係団体が、専門技術と技能、資器材を最大限に生かし、地域住民と協力して人命救助を行うことを目的とした組織であり、区内全ての消防署と大規模災害発生時に関する相互応援協定を結んでいる。</p> <p>また、大災害発生時は建築、電気、設備、土木など得意分野で人命救助活動、道路啓開、復旧、復興など、過去の被災地での復興支援の経験が活かせることが期待できる。</p> |  |
| 板橋 | 加賀五四自治会 | 自治会と法人が連携した応急給水・地域防災への取組 | <p>災害時給水ステーションである板橋給水所において、区、東京都水道局等と合同で開錠要領、簡易水質検査要領、給水要領など避難者にスムーズに給水するための応急給水訓練を定期的実施している。</p> <p>また、区、消防署、消防団、法人、マンション管理組合等とも連携し、楽しく参加できる防災訓練を企画していることで、若い世代が、積極的に自治会の運営や活動に参加しやすい環境を作っている。</p> |  |
| 深川 | ルネ門前仲町管理組合災害協力隊 | 大規模マンションにおける災害協力隊の取組～災害用トイレ等の資器材導入と継続的な訓練～ | <p>行政機関と調整し、災害用トイレを設置した他、各種資器材を整備するとともに、年1回その取り扱いを含めた総合訓練を実施している。</p> <p>また、要配慮者ケア体制の確立、防災だよりの定期的発行など、様々な対策を取っており、防火防災意識を高めるための工夫をしている。</p> |  |

第 20 回地域の防火防災功労賞表彰式会場図

